

新潟県災害救助条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月25日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第61号

新潟県災害救助条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県災害救助条例施行規則（昭和39年新潟県規則第100号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(救助実施要件の特例) 第4条 条例第2条第2号に規定する知事が特に必要と認める災害とは、同条第1号の被害の程度に達しないが、当該災害が隔絶した地域に発生したものである等 <u>被災者</u> の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失した場合とする。	(救助実施要件の特例) 第4条 条例第2条第2号に規定する知事が特に必要と認める災害とは、同条第1号の被害の程度に達しないが、当該災害が隔絶した地域に発生したものである等 <u>災害にかかった者</u> の救助を著しく困難とする特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失した場合とする。
別表 （第5条関係） 1 （略） 2 金銭の支給は、次に掲げる救助に限り現物の給与に代えて行うものとする。 (1) （略） (2) <u>被災した住宅の応急修理</u> 3～5 （略）	別表 （第5条関係） 1 （略） 2 金銭の支給は、次に掲げる救助に限り現物の給与に代えて行うものとする。 (1) （略） (2) <u>災害にかかった住宅の応急修理</u> 3～5 （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。